

賠償責任保険(専門職業賠償責任保険) 重要事項等説明書

賠償責任保険(専門職業賠償責任保険)をご契約いただくお客様へ
必ずお読みください。

ご契約の概要について — 契約概要

この「契約概要」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申し込み前に必ずご一読の上、内容をご確認ください。また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款・特約をご覧ください。また、内容をあわせてお願いいたします。ご不明な点については、代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品のしくみについて

商品の仕組み

専門職業賠償責任保険普通保険約款(注) + 各種特約

(注) 英文約款等での引受けの場合もあります。詳細につきましては申込書、保険証券、保険約款等でご確認ください。

2. 賠償責任保険について

この保険は、被保険者の専門業務遂行に伴う不当な行為に起因して被保険者(保険の補償を受けられる方)が賠償責任を負担したことによって被る損害を補償します。この保険の商品の仕組み、補償内容(保険金をお支払いする場合、被保険者の範囲、保険金をお支払いできない場合、お支払いする保険金の範囲など)などについては普通保険約款、特約を必ずご確認ください。

3. 補償内容について

保険金をお支払いできない主な損害(注1)

主な場合のみを記載しております。ご契約内容の詳細につきましては、普通保険約款、特約の「保険金を支払わない場合」に記載されておりますのでご確認ください。

- ① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求。
- ② 故意、法令に違反することを認識しながら行った行為。
- ③ 係争中もしくは既に発生している損害賠償請求または事案。
- ④ 法人の理事または取締役としての固有の業務に起因する損害賠償請求。 など

(注1) 特約の付帯により、上記と相違する場合があります。ご契約内容の詳細につきましては、保険証券、保険約款等でご確認ください。

4. お支払いする保険金

損害賠償金	被保険者に対する判決または裁定による損害賠償金、またはその判決または裁定により被保険者が支払うべきとされる訴訟費用または裁定費
-------	---

	用、和解金および示談金(弊社があらかじめ書面により認めていた場合に限り)をいいます。
争訟費用	損害賠償請求に関する調査、交渉、争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)に関して生じた費用であって、弊社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認めたものをいいます。

5. 特約

自動で付帯される特約と、ご要望に応じて付帯される特約があります。特約の詳細につきましては、見積書や保険約款などをご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

6. 保険期間について

この保険の保険期間は原則1年間です。実際にご契約いただくお客様(ご契約者)の保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

7. 引受条件(ご契約金額)

- (1) 1回の事故またはご契約期間(保険期間)を通じてお支払いする保険金の限度額をご契約金額(てん補限度額)として、ご契約者が必要とされる金額で設定いただきます。実際のご契約金額(てん補限度額)につきましては、契約申込書をご確認ください。
- (2) お支払いする保険金の種類などによりましては、お支払いする保険金の限度額が個別に設定されています。詳しくは、普通保険約款および特約をご確認ください。

8. 保険料および保険料の払込方法等について

保険料のお払込みについて

- ① 保険料(分割払の場合は第1回保険料)はご契約と同時に前払い込みください。なお、ご契約期間(保険期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ② 保険料を分割してお支払いいただく場合(保険料分割特約(一般用、大口用)付帯のご契約)、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに前払い込みください。所定の払込期日後1ヶ月を経過した後もその払い込みを怠った場合には、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。またその場合、保険契約を解除させていただく場合があります。

9. 満期返れい金・契約者配当金について

当保険商品には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10. 解約返れい金の有無について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、ご解約に際しては、

契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約の際にご注意いただきたい事柄 — 注意喚起情報

この「注意喚起情報」にはご契約に際して、保険契約者にとって不利益な事項など、特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。お申し込み前に必ずご一読の上、内容をご確認ください。また、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款・特約をご覧ください。ご不明な点については、代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 告知義務について

ご契約者または被保険者には、ご契約に関する重要な事項（告知事項）についてお申し出いただく義務があります。申込書に★印が付せられた下記事項について正確に事実をお申し出ください。保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除する場合があります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】

- ① 保険料の算出基礎(売上高、請負金額など)(注意)
- ② 同様の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(注意)ご契約いただく保険商品により保険料の算出基礎が異なります。

2. 通知義務等について

(1) 通知事項

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なく代理店または弊社にご連絡ください。保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、遅滞なくご連絡いただけない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。ご契約を解除する場合、解除に係わる危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

【通知事項】

- ① 保険料の算出基礎(売上高、請負金額など)
- ② 同様の補償内容を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容
- ③ 被保険者の合併、事業譲渡

※ご契約者の住所を変更される場合にも、遅滞なく弊社または代理店にご通知ください。

(2) (1) 以外のご契約条件の変更

- ① ご契約期間（保険期間）の途中でご契約条件を変更（ご契約金額（てん補限度額）および免責金額の増額・減額や特約の中途での付帯・中途での削除など）される場合には、弊社まで書面によりご連絡ください。
- ② ご契約条件の変更に際しては、ご契約条件の変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料を返還または請求させていただくことがあります。
- ③ 追加保険料が生じる場合において、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、変更前のご契約条件により、保険金をお支払いすることとなります。

3. 責任開始日について

保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（申込書または付帯される特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。保険料は、保険料払い込みに関する特約を付帯した場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 無効、取消しについて

- (1) 無効：ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合には、ご契約は無効となり、既に払い込みいただいた保険料は返還いたしません。
- (2) 取消し：ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合には、ご契約の取消しをさせていただき、既に払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

5. 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は各々の引受保険金額または引き受け割合に応じ、連帯することなく単独別個に責任を負います。弊社が幹事保険会社である場合は他の保険会社の代理・代行を行います。

6. 重大事由による保険契約の解除について

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。

- (1) ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が弊社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたこと（生じさせようとした場合を含みます。）
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき方がこのご契約の保険金の請求について詐欺を行ったこと（行おうとした場合を含みます。）
- (3) ご契約者または被保険者が、反社会的勢力（注）に該当すると認められた場合
- (4) ご契約者または被保険者が（1）から（3）までと同程度に弊社の方への信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

7. 事故が発生した場合の手続きについて

- (1) 遅滞なくご連絡をお願いします
事故が発生した場合、直ちに代理店または弊社までご連絡ください。
- (2) 保険金ご請求の手続き
 - ① 事故のご通知をいただいた場合には、弊社より、保険金ご請求についてのご案内をいたします

- ので保険金請求書・弊社が定める事故状況報告書などの弊社のもとする書類をご提出ください。
- ② ご契約者または被保険者が所定の書類もしくは証拠を提出されない場合、その書類もしくは証拠を偽造や変造した場合、もしくは損害の発生および拡大の防止に必要な管理と措置の状況に関する弊社からの調査の請求を拒否された場合などには、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ③ 被保険者が保険金を請求できるのは、費用保険を除き、次の場合に限りです。
- ・被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償を弁済している場合
 - ・被保険者の指図により、弊社から損害賠償請求権者に直接保険金を支払う場合
 - ・損害賠償請求権者が、被保険者に保険金を支払うことを承諾している場合

(3) 必ずご相談ください

損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は事前に必ず弊社にご連絡ください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることになりますので十分にご注意ください。

8. 保険金のお支払い時期について

弊社は、原則として保険金請求に必要な書類を受領後その日を含めて 30 日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金を支払います。詳細は普通保険約款でご確認ください。

9. 保険金請求権の時効について

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

10. 損害保険金のお支払いにあたって（先取特権）

被保険者から損害賠償保険金を受け取るべき方は、他の債権者に優先して、保険金の支払いを受ける権利があります。また、原則として、この保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

11. 保険契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる保険契約について

被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険契約者と異なるご契約においては、この書面記載の事項につき、必ず被保険者（保険の補償を受けられる方）全員に対する説明をご徹底ください。

12. 保険会社破綻時の取扱いについて

損害保険会社が破綻した場合には、本契約における事故による保険金のお支払いは、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構により保護されます。ただし、お支払い金額が減額される場合等があります。

※ 小規模法人とは、常時使用する従業員・常時勤務する職員数が 20 人以下の日本法人、外国

法人（日本における営業所等が締結した契約に限りです。）をいい、法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めがあるものを含みます。

※ マンション管理組合とは、建物の区分所有等に関する法律第 3 条・第 65 条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

詳しくは弊社HP（www.allianz.co.jp）をご覧ください、弊社までお問い合わせください。

13. 個人情報の取扱いに関する事項について

弊社の個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ（www.allianz.co.jp）をご覧ください。

14. クーリングオフ（契約申込みの撤回）

本保険は、クーリングオフの対象外となります。

15. 申込書への署名または押印について

申込書に記名のみを記載頂き、署名または押印を省略することができます。この場合、弊社代理店または弊社より、ご契約者宛に契約内容に係る確認メールを送付させていただきます。その内容をご確認の上、折り返しメールでご契約意思を表明頂くことで、署名または押印を省略することができます。

16. その他

- （1）契約取扱者が代理店の場合には、保険契約の締結の代理権を有しております。
- （2）ご契約時に保険料をお支払いの際は、弊社所定の領収証を発行いたしますので、お確かめください。

【保険のご相談、お問合せは】

- 保険の内容に関するお問合せ、ご相談等はこちらにご連絡ください。
受付時間 平日 9:00 - 17:00
(土日・祝祭日および年末年始はお休みとさせていただきます。)
アリアンツ火災海上保険株式会社
電話：03-4588-7600
電子メール：agcs.jp.pr@allianz.com
- 弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。
保険オンブズマン
電話：03-5425-7963
受付時間 土日、休日、年末年始等を除く、午前9時～12時、午後1時～5時